

猪名川町告示第104号

猪名川町通話録音装置の設置及び運用管理に関する要綱をここに公布する。

令和8年9月28日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町通話録音装置の設置及び運用管理に関する要綱

令和8年9月28日

要 綱 第 6 9 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正かつ適正な職務の執行を確保するとともに、職員への不当要求行為の排除等を図ることを目的として設置する猪名川町（以下「町」という。）に係る通話録音装置の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 町が管理する電話機による外線電話について、通話開始と同時に当該通話内容を自動的に録音する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置によって録音された音声データ、通話日時及び通話時間その他付随する情報をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 通話記録を電子的方式又は磁氣的方式によって保存するための媒体をいう。
- (4) クラウドサーバー 通話録音装置により録音した通話記録を保存するクラウド上のサーバーをいう。

(管理責任者の設置等)

第3条 通話録音装置及び通話記録を適正に管理及び運用するため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、通話録音装置を設置する施設の管理を所管する課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、通話録音装置及び通話記録について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、管理上必要と認める者以外の者に、通話記録を扱わせてはならない。

(設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置を設置したときは、その旨及びその利用目的を町ホームページ等の適切な方法により公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）及び猪名川町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第19号）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 職員は、職務上知り得た通話記録に係る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

（通話記録の保存期間等）

第6条 通話録音の保存期間は、当該通話記録を保存する電磁的記録媒体又はクラウドサーバーの記録容量の範囲内で保存し、記録容量が上限に達した場合は、古い通話記録から順次自動更新するものとする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りではない。

2 通話録音装置に保存された通話記録は、記録された状態で保存し、改変してはならない。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、通話録音装置の設置目的を達成するために必要であると管理責任者が認めた場合及び法令に基づく場合、管理責任者が設置目的達成のために必要と認める場合又は開示請求があった場合においては、この限りではない。

4 前項ただし書の規定により保存した通話記録については、管理責任者が目録を作成し、適切な方法にて保管しなければならない。

5 管理責任者は、第3項ただし書の必要がなくなったときは、保存した外部記録媒体を物理的に破壊し、通話記録が復元できない状態にしたうえで廃棄処分しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第7条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条第2項その他関係法令の規定により行う場合は、この限りではない。

（開示請求等）

第8条 管理責任者は、本人から通話記録の開示請求があった場合は、法の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

2 開示に際しては、法の規定に基づき開示又は不開示を決定する。

（施設ごとの運用）

第9条 通話録音装置を設置する施設における通話録音の対象、録音開始時間、通話記録の確認その他具体的な運用については、この要綱に定めるもののほか、施設の業務内容及び

運用形態を踏まえ、管理責任者が別に定めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。